

# 連携で魅力広がる直売展開支援事業 実施要領

(秋田で輝く女性の起業応援事業)

## 第1 事業の趣旨

県内の農産物直売所は、女性農業者による組織を中心に発展し、現在では農産物やその加工品の販売を始め、農業体験や食育活動など、地域と連携した多岐に渡る事業を展開し、地域経済の維持・発展に欠かすことのできない重要な役割を果たしている。このため、更なる女性農業者の活躍の場の創出と拡大を図り、地域経済の中核を担っていくため、農産物直売所等が取り組む新たな事業展開を支援する。

## 第2 事業内容

1 農産物直売所の集客力向上や経営の多角化による販路拡大を図るための次の取組に対して必要な経費を補助する。

- (1) 農産物直売所の集荷量増加のための体制整備、移動販売や販売拠点の開設、県内外への販路拡大等の新たな展開を図るための取組
- (2) 複数の農産物直売所又は農産物直売所を中心とした観光・商工団体等との連携による新たな展開を図るための取組
- (3) その他、集客力向上や経営の多角化、販路拡大のための新たな展開を図る取組

2 補助対象経費は、事業実施主体が策定する事業実施計画を実施するために必要となる活動経費や備品導入等とし、別表に定める。

なお、備品導入については、事業内容や活動経費と密接に関連するものとし、備品導入に要する経費は事業費の5割未満までとする。

3 事業の着工は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業による補助の対象としない。

## 第3 事業実施主体等

事業実施主体は、県内の事業体が設置した農産物直売所を運営する組織、又はその農産物直売所に出荷する農業者組織等とする。

なお、本事業における農産物直売所とは、年間を通じて県内の農業者が生産した農林水産物やその加工品を主体として販売する施設とし、無人販売施設、インターネット等のみにより販売する場合は除く。

## 第4 採択要件

事業実施主体の採択の可否については、次の点において判断する。

- 1 事業実施主体（及び連携する組織）の実施体制の妥当性
- 2 取組内容の実現性や継続性
- 3 活動経費や導入する備品の規模等の妥当性

- 4 成果・効果及び目標の妥当性  
※目標年の販売額が、補助金額と同額以上増加すること
- 5 地域への貢献度
- 6 資金（自己負担経費等）調達方法の明確性

## 第5 事業実施等の手続

### 1 事業実施計画の承認申請

本事業を実施しようとする事業実施主体は、事業実施年度毎に事業実施計画を作成し、農林水産部長が別に定める日まで、事業主体の所在地を管轄する地域振興局長に提出するものとする。ただし、第2の1の(2)の取組を行う場合は、事業実施主体と連携する組織が、連名で申請すること。

### 2 事業実施計画の承認等

- (1) 地域振興局長は、1により提出された事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、適当と認められるときには農林水産部長との協議を経て承認するものとする。
- (2) 地域振興局長は、2の(1)の協議により不採択となった事業実施計画について、事業実施主体へその旨を通知するものとする。
- (3) 事業実施計画の2年度目については、当該年度当初に、1及び2に準じて計画承認申請等を行うものとする。

### 3 事業実施計画の変更

事業実施計画の次に掲げる重要な変更については、1及び2に準じて行うものとする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 補助事業に要する経費の30%を越える増減
- (3) その他の重要な変更

## 第6 事業の実施期間等

- 1 本事業の実施期間は、平成30年度までとする。
- 2 補助対象期間は、2年度以内とする。

## 第7 助成

県は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、次により助成を行うものとする。

### 1 補助率等

- (1) 補助率は、1/2以内とする。
- (2) 1件あたりの補助金額は、各年度300万円を上限とする。
- (3) 事業実施計画の目標年度は、事業実施年度の翌年から起算して3年後とする。

### 2 補助金の取扱い

- (1) 補助金交付事務等の取扱いに関しては、秋田県財務規則及び秋田県農林水

産部農業経済課関係補助金等交付要綱に定めるとおりとする。

- (2) 県の補助金額は、消費税抜きの総事業費に補助率を乗じた額以内（千円未満切り捨て）とする。
- (3) 事業費総額で50万円未満は補助対象としない。ただし、事業着手後に備品等の見積り合わせ等の結果、50万円未満となったものについては補助対象とする。
- (4) 事業実施後に、事業要件等を満たさないことが明らかになった場合は、補助金の返還を求めることができるものとする。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として認められた場合は、この限りではない。

## 第8 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書を作成し、当該年度の翌年度の5月末日までに事業主体の所在地を管轄する地域振興局長に報告するものとする。
- 2 地域振興局長は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、より事業効果が高まるよう事業実施主体の指導に努めるものとする。
- 3 地域振興局長は、1の事業実施主体からの事業実施状況報告について、当該年度の6月末日までに農林水産部長に報告するものとする。
- 4 地域振興局長は、1に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体の事業実施状況等について、報告を求めることができるものとする。

## 第9 事業の推進指導

- 1 地域振興局は、関係市町村、関係農業機関・団体等と連携し、事業実施計画の策定、本事業の実施、導入された機械・施設等の管理運営、目標に向けた取組及び事業実施後のフォローアップ等について指導支援を行うものとする。
- 2 本事業の推進に当たっては、他の補助・融資制度等と連携を図り推進するものとする。

## 第10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

## 第11 様式

本事業の様式は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施（変更）計画承認申請書（様式1号）
- 2 事業実施計画書（実績報告書）（様式2号）
- 3 事業実施（変更）計画承認通知書（様式3号）
- 4 事業実施計画不採択通知書（様式4号）
- 5 事業実施状況報告書（様式5号）

附 則

この要領は、平成 28 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。